

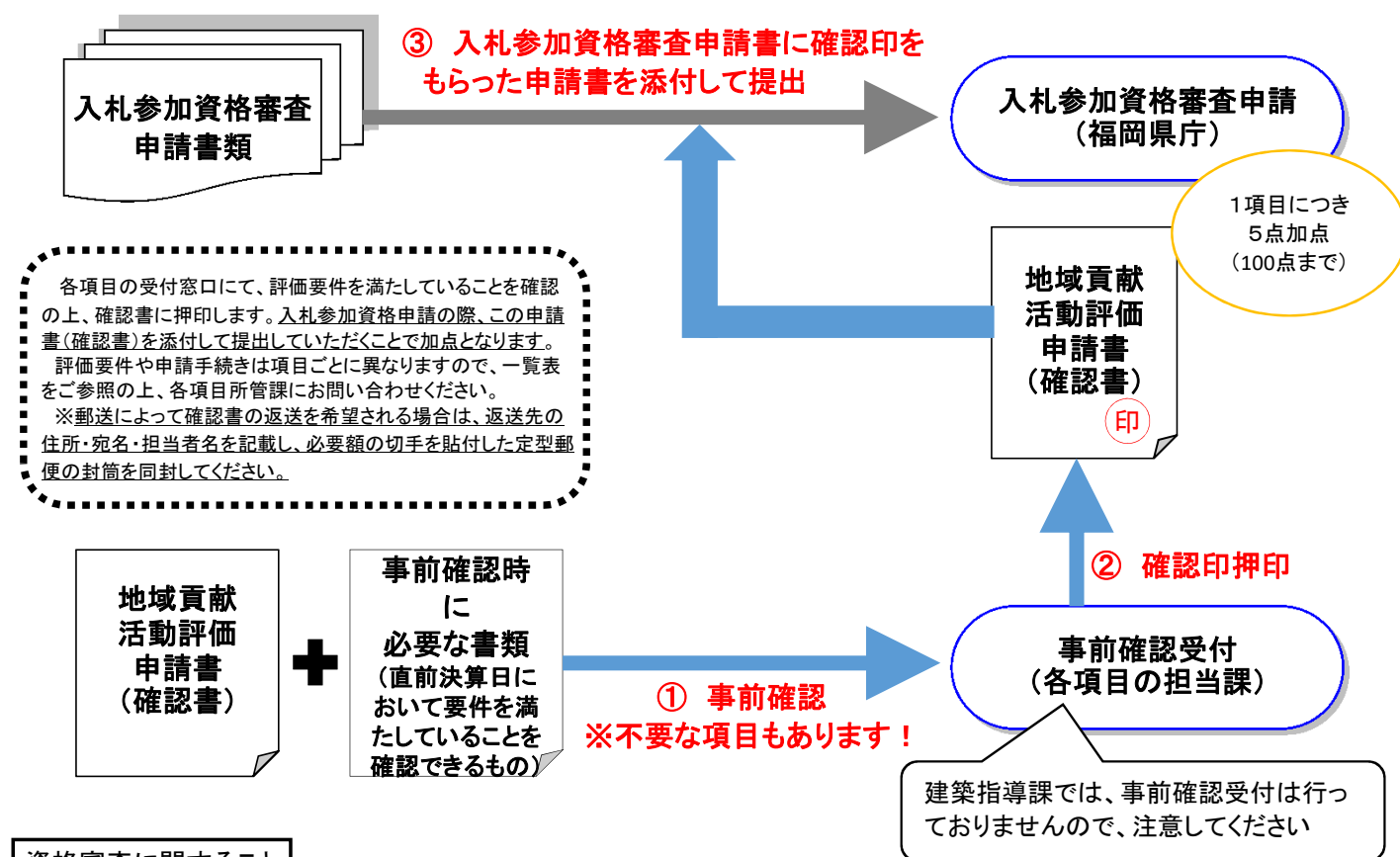
入札参加資格審査で地域貢献活動を評価します。

福岡県では、競争入札参加資格審査の手続きにおいて、地域での社会貢献活動を評価する制度を導入しています。

福岡県が推進する施策への積極的なご協力をお願いするとともに、ご協力いただいた地場事業者の方の評価を底上げすることが目的です。

手続き(地域貢献活動の評価を受けるには)

入札参加資格審査申請時に、各事業を所管する県の窓口等にて発行する申請書(確認書)を添付して提出することになります。



→【福岡県 建築都市部 建築指導課 建設業係】にお問い合わせください。
(福岡県庁7階北棟 電話 092-643-3719)

・県HP : トップページ > 県政情報 > 入札・公募・公売 > お知らせ > 令和7年度建設工事競争入札参加資格申請について

地域貢献活動評価制度に関すること

○地域貢献活動評価制度に関すること

→【福岡県 総務部 財産活用課 調整係】にお問い合わせください。
(福岡県庁9階南棟 電話 092-643-3086)

○各評価項目に関すること

→一覧表右欄の問合せ先にお問い合わせください。

また、下記HPにて、各項目に関するページのリンクを貼り付けています。

申請書(確認書)のダウンロード及び手続きの詳細については、そちらをご確認ください。

・県HP : トップページ > 県政情報 > 入札・公募・公売 > 入札参加資格 > 競争入札参加資格審査において地域貢献活動を評価します!

地域貢献活動評価項目一覧(建設工事)

◎現在加点対象となる項目:全37項目

1. 障がい者雇用	2. 子育て応援	3. (廃止)	4. 70歳以上まで働ける企業
5. 雇用拡大	6. 保護観察対象者等の雇用	7. 防災協定	8. 災害時対応
9. 消防団協力	10. 口蹄疫等防疫支援	11. 飲酒運転撲滅	12. みんなで防犯応援
13. がん対策推進	14. 建設業労働災害防止	15. エコ事業所	16. エコアクション21
17. 経営革新	18. 道路愛護活動	19. 河川愛護活動	20. (廃止)
21. 公正な採用選考	22. 人権・同和問題啓発研修	23. (物品・サービス関係)	24. (物品・サービス関係)
25. 建設雇用改善	26. 農林漁業応援	27. 女性の活躍推進	28. 児童養護施設等退所者の雇用
29. 県産リサイクル応援	30. 暴力団から離脱した者の雇用	31. 不当要求防止責任者講習の受講	32. 被災者雇用
33. 出会い・結婚応援	34. 健康づくりの推進	35. 介護応援	36. 働き方改革の推進
37. プラスチックごみ削減協力	38. アスリート雇用	39. 事業継続力強化	40. ワンヘルスの推進
41. SDGsの推進			

昨年度からの変更点

◎22. 「人権・同和問題啓発研修」において、下記のとおり変更があります。

【変更前】

評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	
審査基準日(直前決算日)以前1年以内に、以下の人権・同和問題啓発研修を受講したこと。	下記研修担当課・電話番号を参照	
研修名	研修担当課	電話番号
同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業を活用した研修 人権啓発指導者セミナー	福祉労働部 人権・同和对策局調整課調整係	092-643-3324
企業経営者人権啓発セミナー	商工部中小企業振興課金融係	092-643-3424
立地企業人権・同和問題研修会	商工部企業立地課立地計画係	092-643-3442

※各研修の開催日程については、県庁ホームページ「地域貢献活動評価項目の「人権・同和問題啓発研修」に関する評価要件のご案内」を参照のこと。

【変更後】

評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	
審査基準日(直前決算日)以前1年以内に、以下の人権・同和問題啓発研修を受講したこと。	下記研修担当課・電話番号を参照	
研修名	研修担当課	電話番号
同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業を活用した研修 人権啓発指導者セミナー 性的少数者に係る啓発研修・セミナー	福祉労働部 人権・同和对策局調整課調整係	092-643-3324
企業経営者人権啓発セミナー	商工部中小企業振興課金融係	092-643-3424
立地企業人権・同和問題研修会	商工部企業立地課立地計画係	092-643-3442

※各研修の開催日程については、県庁ホームページ「地域貢献活動評価項目の「人権・同和問題啓発研修」に関する評価要件のご案内」を参照のこと。

評価制度の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
1 障がい者 雇用	障害者雇用促進法に規定する法定雇用障害者数以上の障がいのある人を雇用している企業等を評価するもの。	(1)障害者雇用促進法に規定する障がい者雇用状況の報告義務を有し、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在において、同法に規定する法定雇用障害者数以上の障がいのある人を雇用していること。 または、 (2)障がい者雇用状況の報告義務がなく、かつ、審査基準日(直前決算日)において、1人以上の障がいのある人を雇用していること。		※新雇用開発課の事前確認及び受付印は不要。入札参加資格審査申請時に審査会場にて、下記の書類を提出 (1)障がい者雇用状況の報告義務がある事業主 ①障がい者雇用状況に関する添付書類提出表 ②「障害者雇用状況報告書」の写し(入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在のもので、主たる事業所(いわゆる本社)の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した「事業主控え」の写し※公共職業安定所の受付印は不要) (2)障がい者雇用状況の報告義務がない事業主 ①障がい者雇用状況に関する添付書類提出表(資格審査申請日以前の直近の決算期現在のもの) ②雇用している障がいのある人の手帳の写し ③障がいのある人を雇用していることを証する書類(健康保険被保険者証または賃金台帳及び出勤簿の写し等)	○申請手続きに関すること 建築都市部建築指導課 建設係 092-643-3719 ○障がい者雇用制度に関すること 福祉労働部労働局 就業支援課障がい者支援係 092-643-3593
2 子育て 応援	仕事と子育ての両立を応援する「子育て応援宣言企業登録制度」に基づき登録された企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において有効な「子育て応援宣言登録証」の交付を受けていること。		※労働政策課の事前確認及び受付印は不要。入札参加資格審査申請時に審査会場にて、下記の書類を提出 ①建設工事入札参加資格「子育て応援宣言企業・事業所」評価申請書 ②子育て応援宣言企業登録証の写し	福祉労働部労働局 労働政策課雇用環境係 092-643-3592
3	「新規学卒者雇用」は平成31年3月31日をもって廃止となりました。				福祉労働部労働局 労働政策課企画調整係 092-643-3585
4 70歳以上 まで働ける 企業	70歳以上まで働ける制度を導入している企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、事業主が次に掲げるいずれかの制度を導入し、就業規則において確認できること。 (1)70歳以上までの定年の引き上げ (2)70歳以上までの継続雇用制度(※(現に雇用している高齢者が希望するときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。)) (3)定年の定め廃止(就業規則制定当初から定年がない場合を含む。) ※労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者と書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定めることができる。	福岡県生涯現役チャレンジセンター 福岡オフィス (〒812-0013 福岡市博多区博多駅前1-1-33はかた近代ビル5階) HP: https://geneki-f.net/ TEL: 092-432-2512 受付時間 月曜～金曜9:30～18:00 (祝日、年末年始を除く)	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②地域貢献活動評価項目(70歳以上まで働ける企業)確認票 ③要件を確認できる就業規則の写し(※継続雇用制度の対象となる基準を定めている場合は、当該基準の内容がわかる労使協定書等も添付してください。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	福岡県生涯現役チャレンジセンター 092-432-2512 福祉労働部労働局 就業支援課女性高齢者支援係 092-643-3586
5 雇用拡大	正規雇用従業員が増加している企業であって、労働環境の改善と人材確保・定着の促進を図る企業を評価するもの。	新たな雇用により、審査基準日(直前決算日)における県内事業所の正規雇用従業員数の合計が、審査基準日の1年前の時点より増加し、かつ、審査基準日(直前決算日)において、「働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)」としての宣言を福岡県働き方改革推進事業ポータルサイトで公開していること。 ※宣言の取組期間に、審査基準日が含まれていること。	労働局労働政策課 企画調整係 092-643-3585	①地域貢献活動評価申請書(確認書)(様式1) ②地域貢献活動評価要件確認票(雇用拡大)(様式2) ③審査基準日における正規雇用従業員数が確認できる書類(直近の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写し※役員を除く正規雇用従業員に印をつけたもの) ④審査基準日の1年前時点における正規雇用従業員数が確認できる書類(審査基準日前年の社会保険被保険者標準報酬決定通知書の写し※役員を除く正規雇用従業員に印をつけたもの) ⑤新たに正規従業員を雇用したことが確認できる書類(採用通知書及び雇用契約書の写し) ⑥福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上の公開画面の写し(※様式2に宣言の取組期間を記入) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	福祉労働部労働局 労働政策課企画調整係 092-643-3585
6 保護観察 対象者等 の雇用	協力雇用主として、自立更生を支援するため保護観察対象者又は更生緊急保護対象者を雇用した企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、協力雇用主として法務省福岡保護観察所に登録されており、かつ、審査基準日以前1年間に、保護観察中の者(同一者)または更生緊急保護中の者(同一者)を通算3か月以上雇用したことが確認できる書類 ・雇用契約書または採用通知書 ・賃金台帳の写しまたは出勤簿 ・その他法務省福岡保護観察所が指示する書類 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	法務省福岡保護観察所 協力雇用主担当 092-761-6799	法務省福岡保護観察所 協力雇用主担当 092-761-6799 人づくり・県民生活部 私学振興・青少年育成局 青少年育成課支援係 092-643-3388 福祉労働部保護・援護課 生活困難者自立支援係 092-643-3315	

評価制度の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号	
7 防災協定	右記要件 いずれか ひとつを 満たして 5点加算 (右記全 ての要件 を満たし ても5点 の加算と なります。)	風水災害時に県管理の施設や区域が被災した際、速やかな復旧を図ることを目的に福岡県と協定を締結している企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定書」を福岡県と締結していること。 ○各農林事務所総務課 ・福岡 092-735-6121 ・朝倉 0946-22-2730 ・八幡 093-601-8851 ・飯塚 0948-21-4951 ・筑後 0942-52-5642 ・行橋 0930-23-0380 ○農林水産部水産局水産振興課 092-643-3565 ○各県土整備事務所総務課 ・福岡 092-641-0161 ・久留米 0942-44-5222 ・南筑後 0944-41-5112 ・直方 0949-22-5608 ・京築 0979-82-3350 ・朝倉 0946-22-3910 ・八女 0943-22-6982 ・北九州 093-691-2761 ・田川 0947-42-9111 ・飯塚 0948-21-4930 ・那珂 092-513-5561	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	(申請の手續きに関すること) 左記各事務所等 (協定や申請の内容に関すること) 農林水産部農山漁村振興課 技術管理係 092-643-3504 県土整備部企画課 技術調査室契約班 092-643-3522	
		災害時における物資の供給等について福岡県と協定を締結している企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、防災企画課を窓口として県内全域を対象とする防災協定を締結していること。	総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②協定書の写し ③その他 (県と協定を締結している業界団体の会員企業の場合は、業界団体の証明書(原本)も必要。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112
		大規模災害に伴う災害廃棄物を速やかに処理するため、県との間で防災協定を締結する団体に加盟し、災害廃棄物の処理に協力する当該団体の会員事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、以下の団体の会員であり、かつ、防災協定に基づく災害廃棄物の処理に協力する者であると当該団体が証明すること。 ・公益社団法人福岡県産業資源循環協会 ・福岡県清掃事業協同組合連合会 ・一般社団法人福岡県解体工事業協会 ・福岡県環境整備事業協同組合連合会	環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記団体の証明書 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363
		福岡県と「災害時における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」又は、「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」を締結している団体の会員事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、以下の団体の会員であり、かつ、左記の防災協定に基づく災害緊急活動、木造応急仮設住宅の建設又は応急修理に協力するものであると当該団体が証明すること。 ・福岡県建築物災害対策協議会の構成団体である、一般社団法人福岡県建設業協会、福岡県建設業協同組合、一般社団法人福岡県木造住宅協会いずれかの団体 ・一般社団法人日本木造住宅産業協会 ・一般社団法人全国木造建設事業協会	建築都市部県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記団体の証明書 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	建築都市部県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736
8 災害時 対応	右記要件 いずれか ひとつを 満たして 5点加算 (右記全 ての要件 を満たし ても5点 の加算と なります。)	福岡県と締結している「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定書」に基づき、緊急対策工事を実施した企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)以前3年間に左記協定に基づき、緊急対策工事を実施したこと。 ○各農林事務所総務課 ・福岡 092-735-6121 ・朝倉 0946-22-2730 ・八幡 093-601-8851 ・飯塚 0948-21-4951 ・筑後 0942-52-5642 ・行橋 0930-23-0380 ○農林水産部水産局水産振興課 092-643-3565 ○各県土整備事務所総務課 ・福岡 092-641-0161 ・久留米 0942-44-5222 ・南筑後 0944-41-5112 ・直方 0949-22-5608 ・京築 0979-82-3350 ・朝倉 0946-22-3910 ・八女 0943-22-6982 ・北九州 093-691-2761 ・田川 0947-42-9111 ・飯塚 0948-21-4930 ・那珂 092-513-5561	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記協定に基づく災害時の活動実績が分かる書類(契約書、完成承認通知書等の写し) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	(申請の手續きに関すること) 左記各事務所等 (協定や申請の内容に関すること) 農林水産部農山漁村振興課 技術管理係 092-643-3504 県土整備部企画課 技術調査室契約班 092-643-3522	
		福岡県と締結している災害時における物資の供給等に関する協定に基づき、物資の供給等を実施した企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)以前3年間に左記協定に基づき、支援等を実施したこと。	総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記協定に基づく災害時の活動要請書 ③その他 (県と協定を締結している業界団体の会員企業の場合は、業界団体の証明書(原本)も必要。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	総務部防災危機管理局 防災企画課防災企画係 092-643-3112
		大規模災害に伴う災害廃棄物を速やかに処理するため、県との間で防災協定を締結する団体に加盟し、災害廃棄物の処理を行った会員事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、以下の団体の会員であり、かつ、審査基準日以前3年間に左記の防災協定に基づき、災害廃棄物の処理を行った者であることを当該団体が証明すること。 ・公益社団法人福岡県産業資源循環協会 ・福岡県清掃事業協同組合連合会 ・一般社団法人福岡県解体工事業協会 ・福岡県環境整備事業協同組合連合会	環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記団体の証明書 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	環境部廃棄物対策課 計画指導係 092-643-3363
		福岡県と締結している「災害時における防災・減災、災害緊急活動及び木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書」又は、「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき、災害緊急活動、木造応急仮設住宅の建設、応急修理を実施した、団体の会員事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、以下の団体の会員であり、かつ、審査基準日以前3年間に左記の防災協定に基づく災害緊急活動、木造応急仮設住宅の建設又は応急修理を行ったものであると当該団体が証明すること。 ・福岡県建築物災害対策協議会の構成団体である、一般社団法人福岡県建設業協会、福岡県建設業協同組合、一般社団法人福岡県木造住宅協会いずれかの団体 ・一般社団法人日本木造住宅産業協会 ・一般社団法人全国木造建設事業協会	建築都市部県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②左記団体の証明書 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	建築都市部県営住宅課 住宅設計係 092-643-3736

評価制度の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号
9 消防団 協力	事業所が消防団活動に協力することを社会貢献として賞揚する「消防団協力事業所表示制度」の導入を推進し、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図るため、消防団協力事業所を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、市町村の消防団事務局より、「消防団協力事業所」の認定を受けている(※)こと。 ※市町村による消防団協力事業所表示制度に基づく認定は、各市町村の消防団事務局で実施	各市町村消防団事務局 (詳しくは県庁ホームページを参照のこと。)	①地域貢献活動評価申請書(確認書) (※平成31年度より様式を変更しております。取組状況の確認欄を設けておりますので、ご記入をお願いします。) ②その他各市町村消防団事務局が求める書類 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	各市町村消防団事務局
10 口蹄疫等 防疫支援	口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、牛疫及び牛肺病が発生した際、速やかな初動防疫対策を図ることを目的に、協定締結の上、緊急支援業務(埋却消毒剤や、殺処分した家畜の運搬・埋却等)協力会社となった事業所を評価するもの。	(1)審査基準日(直前決算日)において、農林事務所長が締結する「口蹄疫等防疫支援」に関する地域協定の「口蹄疫等緊急支援業務協会社名簿」に登載されていること。 または、 (2)審査基準日(直前決算日)において、家畜保健衛生所長と「口蹄疫等防疫支援に関する協定」を締結していること。	○各農林事務所 ・福岡農林事務所 農業振興課畜産係 092-735-6126 ・朝倉農林事務所 農業振興課畜産係 0946-22-2732 ・八幡農林事務所 農山村・農業振興課 園芸畜産・食の安全係 093-601-8852 ・飯塚農林事務所 農業振興課畜産係 0948-21-4956 ・筑後農林事務所 農業振興課畜産係 0942-52-5106 ・行橋農林事務所 農業振興課 園芸畜産・食の安全係 0930-23-0382 ○各家畜保健衛生所 ・中央家畜保健衛生所 092-633-2920 ・北部家畜保健衛生所 0948-42-0214 ・南筑家畜保健衛生所 0942-30-1037 ・筑後家畜保健衛生所 0942-53-2405	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	左記事前確認申請場所 または 農林水産部畜産課 家畜衛生係 092-643-3498
11 飲酒運転 撲滅	「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づき「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録をされている企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」に基づく「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録を受けていること。	人づくり・県民生活部生活安全課 交通安全係 092-643-3167	①地域貢献活動評価申請書(確認書) (※平成31年度より様式を変更しております。取組状況の確認欄を設けておりますので、ご記入をお願いします。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	人づくり・県民生活部生活安全課 交通安全係 092-643-3167
12 みんなで 防犯応援	地域の犯罪を抑止するための企業による自主的な取り組みを推進する「みんなで防犯応援運動」の趣旨に賛同し、県と協働して「ながら防犯」活動を行う者として登録された企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「みんなで防犯応援」の登録を受けていること。 ※「女性と子どもの安全をみまもる企業運動」は令和4年度から「みんなで防犯応援運動」に改定されています。新制度への移行がお済でない場合は移行手続きをお願いします。 ※登録(認定)日は必ずR4年4月1日以降になります。	人づくり・県民生活部生活安全課 地域安全推進係 092-643-3124	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	人づくり・県民生活部生活安全課 地域安全推進係 092-643-3124
13 がん対策 推進	「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業所」に登録されている事業所を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業所」の登録を受けていること。	保健医療介護部がん感染症疾病対策課 がん対策係 092-643-3317	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②資格審査申請年度の前年度に提出した「がん検診受診状況等報告書(様式2-1)」及び「がんの診療と仕事の両立報告書(様式2-2)」のいずれかまたは両方の写し (参加項目に応じた報告書の提出が必要です) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	保健医療介護部がん感染症疾病対策課 がん対策係 092-643-3317
14 建設業 労働災害 防止	建設業の労働災害防止に積極的に取り組む企業を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、建設業労働災害防止協会に加入していること。	○建設業労働災害防止協会各分会 ・福岡分会 092-483-1831 ・八幡分会 093-663-1321 ・小倉分会 093-591-8131 ・門司分会 093-371-5266 ・若松分会 093-761-1521 ・行橋分会 0930-23-2255 ・豊前分会 0979-83-2274 ・飯塚分会 0948-22-0567 ・田川分会 0947-44-1445 ・直方分会 0949-22-1129 ・久留米分会 0942-36-3323 ・大牟田分会 0944-85-5263 ・八女分会 0943-24-3300	①建設業労働災害防止協会の押印のある地域貢献活動評価申請書(確認書) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	左記建設業労働災害防止協会各分会 または 福祉労働部労働局 労働政策課労働福祉係 092-643-3587
15 エコ 事業所	省エネルギー・省資源等の地球温暖化対策に取り組む旨を宣言し、「エコ事業所」として登録されている事業者を評価するもの。 ※登録の有効期間は登録した年度の翌年度末まで。以降は、活動内容の報告を行っていることが登録更新の要件となる。	審査基準日(直前決算日)において、エコ事業所の登録を受けていること。 ※審査基準日が登録期間内に含まれていること。	環境部環境保全課 地球温暖化対策係 092-643-3356	①地域貢献活動評価申請書(確認書) (※令和3年度より様式を変更しております。) ②エコ事業所登録証の写し ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	環境部環境保全課 地球温暖化対策係 092-643-3356
16 エコアク ション21	環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づき省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の取組を行い、エコアクション21の認証・登録を受けた事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、エコアクション21の認証・登録を受けていること。 ※審査基準日が登録期間内に含まれていること。	環境部環境保全課 地球温暖化対策係 092-643-3356	①地域貢献活動評価申請書(確認書) (※令和3年度より様式を変更しております。) ②エコアクション21認証・登録証の写し ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	環境部環境保全課 地球温暖化対策係 092-643-3356

評価制度の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号																
17	経営革新	「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者が経営向上のために策定する新事業活動に関する計画を策定し、県知事により承認を受けている企業等を評価するもの。	商工部新事業支援課 新分野推進係 092-643-3449	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②経営革新計画承認書の写し ③経営革新計画変更承認通知書の写し (※計画を変更している場合) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	商工部新事業支援課 新分野推進係 092-643-3449																
18	道路愛護活動	地域住民や企業等が行う清掃等のボランティア活動を支援する「さわやか道路美化促進事業」の趣旨に賛同し、県と連携して道路美化活動に取り組む企業等を評価するもの。	県土整備部道路維持課 管理係 092-643-3653	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②各県土整備事務所(支所)が発行する「さわやか道路美化促進事業実施団体等認定証」の写し ③「さわやか道路美化促進事業実績報告書」の写し (※1回以上の活動が記載されていること。) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	○評価申請に関すること 県土整備部道路維持課 管理係 092-643-3653 ○「さわやか道路美化促進事業」の実施団体としての認定に関すること 各県土整備事務所用地課管理係(支所の場合は庶務課)																
19	河川愛護活動	福岡県が管理している河川において、清掃や除草などの河川愛護活動をおこなう「河川愛護企業」及び河川愛護団体等の活動を支援する「河川愛護活動支援企業」の登録を受けている企業等を評価するもの。	県土整備部河川管理課 管理係 092-643-3666	(1)河川愛護企業 ①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②各県土整備事務所が発行する活動実績承認書の写し (評価の要件内の但し書きに該当する企業においては、1回以上の活動が記載されている活動実績報告書の写し) (2)河川愛護活動支援企業 ①地域貢献活動評価申請書(確認書) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	○評価申請に関すること 県土整備部河川管理課 管理係 092-643-3666 ○「河川愛護企業」及び「河川愛護活動支援企業」の登録に関すること 同上、もしくは各県土整備事務所・支所																
20	「個人住民税特別徴収」は平成29年3月31日をもって廃止となりました。					総務部税務課 092-643-3049															
21	公正な採用選考	公正な採用選考の実施と事業所内の人権研修の計画・実施等を推進するため、公正採用選考人権啓発推進員を設置し、かつ、公正採用選考に係る研修を受講した企業を評価するもの。	○事業所を管轄する福岡県内の公共職業安定所(ハローワーク):公正採用選考人権啓発推進員の担当窓口 ・福岡中央 092-687-4458 ・福岡東 092-672-8633 ・福岡南 092-687-4520 ・福岡西 092-688-9207 ・八幡 093-622-6691 ・小倉 093-941-8749 ・行橋 0930-25-8609 ・大牟田 0944-69-0011 ・久留米 0942-90-0012 ・八女 0943-23-6188 ・朝倉 0946-22-8609 ・飯塚 0948-24-8635 ・直方 0949-58-5014 ・田川 0947-44-8609	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ※管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に持参してください。 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。 または ②公正採用選考人権啓発推進員研修受講証明書の写し	○公正採用選考人権啓発推進員制度全般に関すること ・福祉労働部労働局 労働政策課就業支援係 092-643-3592 ○具体的な公正採用選考人権啓発推進員の設置報告・研修及び公正な採用選考に係る地域貢献活動評価確認の手続きに関すること ・左記各公共職業安定所																
22	人権・同和問題啓発研修	県では、人権問題についての正しい理解と認識を深めるため、県民や企業等を対象に人権・同和問題に関する啓発の推進に努めている。企業における人権・同和問題啓発研修への参加を一層促進し、更なる啓発を推進するため、同研修を受講した企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)以前2年以内に各公共職業安定所等で実施する公正採用選考に係る研修を受講していること。	下記研修担当課・電話番号を参照	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	左記各研修担当課 または 福祉労働部人権・同和对策局 調整課調整係 092-643-3325															
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>研修担当課</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師同講師あつせん事業を活用した研修</td> <td>福祉労働部 人権・同和对策局調整課調整係</td> <td>092-643-3324</td> </tr> <tr> <td>性的少数者に係る啓発研修・セミナー</td> <td>商工部中小企業振興課金融係</td> <td>092-643-3424</td> </tr> <tr> <td>企業経営者人権啓発セミナー</td> <td>商工部企業立地課立地計画係</td> <td>092-643-3442</td> </tr> <tr> <td>立地企業人権・同和問題研修会</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	研修名	研修担当課	電話番号	同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師同講師あつせん事業を活用した研修	福祉労働部 人権・同和对策局調整課調整係	092-643-3324	性的少数者に係る啓発研修・セミナー	商工部中小企業振興課金融係	092-643-3424	企業経営者人権啓発セミナー	商工部企業立地課立地計画係	092-643-3442	立地企業人権・同和問題研修会				
研修名	研修担当課	電話番号																			
同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師同講師あつせん事業を活用した研修	福祉労働部 人権・同和对策局調整課調整係	092-643-3324																			
性的少数者に係る啓発研修・セミナー	商工部中小企業振興課金融係	092-643-3424																			
企業経営者人権啓発セミナー	商工部企業立地課立地計画係	092-643-3442																			
立地企業人権・同和問題研修会																					
23	物品・サービス関係の項目になります。																				
24																					
25	建設雇用改善	(1)建設雇用改善優良事業所・功績者表彰に係る事業所であること。 ・次の1.又は2.のいずれかに該当している事業所であって、審査基準日(直前決算日)まで継続して雇用改善に取り組んでいること。 1.審査基準日(直前決算日)が属する年度を含む5ヶ年度以内に建設雇用改善優良事業所として福岡県知事表彰を受賞した事業所 2.同期間に、建設雇用改善功績者として厚生労働大臣表彰又は国土交通大臣表彰を受賞した者を審査基準日まで継続して雇用している事業所 または、 (2)(1)の事業所に準ずる取組を実施している事業所であること。 ・次の1.及び2.のいずれにも該当する事業所 1.審査基準日において、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第5条第1項に規定する雇用管理責任者を選任しており、その氏名を当該事業所の建設労働者に周知させていること 2.審査基準日以前1年間に、雇用管理責任者に厚生労働省から委託を受けた機関が実施する雇用管理研修を受講させていること又はこれに相当する知識の習得及び向上の取組を行っていること	福祉労働部労働局 労働政策課労働福祉係 092-643-3587	(1)1.建設雇用改善優良事業所 ①地域貢献活動評価申請書(確認書) (※福岡県知事表彰を受賞した事業所の確認資料は要しない。) (1)2.功績者表彰に係る事業所 ①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②建設雇用改善功績者の雇用が確認できる書類 ・労働者名簿及び賃金台帳の写し等 (2)(1)の事業所に準ずる取組を実施している事業所 ①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②雇用管理研修の受講又はこれに相当する知識の習得及び向上の取組が確認できる書類 ・研修の受講修了証書等 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	福祉労働部労働局 労働政策課労働福祉係 092-643-3587																

評価制度の名称	評価制度の説明	評価の要件	事前確認受付場所 電話番号	事前確認時に必要な書類	問合せ先 電話番号								
35 介護応援	仕事と介護の両立を応援する「介護応援宣言企業登録制度」に基づき登録された企業・事業所を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において有効な「介護応援宣言登録証」の交付を受けていること。		※新雇用開発課の事前確認及び受付印は不要。入札参加資格審査申請時に審査会場にて、下記の書類を提出 ①建設工事入札参加資格「介護応援宣言企業・事業所」評価申請書 ②介護応援宣言登録証の写し	福祉労働部労働局 労働政策課雇用環境係 092-643-3592								
36 働き方改革の推進	働き方改革の促進を通じて、労働環境の改善と人材確保定着の促進を図る企業を評価するもの。	下記の要件1、2のいずれにも該当すること。 【要件1】 審査基準日(直前決算日)において、「働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)」としての宣言を福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上で公開していること。 ※宣言の取組期間に、審査基準日が含まれていること。 【要件2】 審査基準日(直前決算日)において、次の(1)～(8)の項目について、いずれか1つ以上を実施していること。 ※(7)、(8)については建設業のみ。 (1)審査基準日(直前決算日)以前1年の間に、福岡県正規雇用促進企業支援センターの働き方改革に資するアドバイザーの派遣を受けていること。 (2)正社員転換(登用)制度を定めていること。 (3)法定休日(1週1日または4週4日以上)を上回る休日を設けていること。 (4)休息時間が9時間以上の勤務間インターバル制度を有していること。 (5)法定義務を上回る休業・休暇・短時間勤務制度や在宅勤務制度、フレックスタイム制度等を有していること。 (6)傷病や育児、介護などにより休職を余儀なくされた従業員の円滑な職場復帰を促進する制度を有していること。 (7)【建設業のみ】36協定により時間外労働の上限を法定の上限時間に設定していること(令和6年3月31日まで) (8)【建設業のみ】「建設キャリアアップシステム」の事業者登録をしていること。	福祉労働部労働局 労働政策課雇用環境係 092-643-3592	①地域貢献活動評価申請書(確認書)(様式1) ②評価要件確認票(様式2) ③下記の書類 【要件1】 福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上の公開画面の写し ※様式2に宣言の取組期間を記入 【要件2】 ※カッコ内の番号は左記の項目番号と一致しています。対応する番号の書類をご提出ください。 (1)アドバイザー派遣利用書等 ※様式2に利用日時を記入 (2)就業規則等の該当項目の写し (3)就業規則等の該当項目の写し (4)就業規則等の該当項目の写し (5)就業規則等の該当項目の写し (6)就業規則等の該当項目の写し (7)労使間協定等の社内で決めたものの写し (8)事業者登録ID発行通知の写し ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	福祉労働部労働局 労働政策課雇用環境係 092-643-3592								
37 プラスチックごみ削減協力	プラスチックごみの削減に取り組む「ふくおかプラごみ削減協力店」として登録されている事業者を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「ふくおかプラごみ削減協力店」として登録がなされていること。	環境部循環型社会推進課 企画係 092-643-3371	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②ふくおかプラごみ削減協力店登録証の写し ③返信用封筒	環境部循環型社会推進課 企画係 092-643-3371								
38 アスリート雇用	福岡県を拠点に活動を希望するアスリートの雇用を検討している「ふくおかアスリートナビゲーション登録企業」に登録された企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において有効な「ふくおかアスリートナビゲーション登録企業」である登録証書の交付を受けていること。 以下の①、②のいずれかに該当することが確認できること。 ①登録企業が積極的にアスリート採用活動を行っていることが確認できる。 例 ・企業HPの採用情報ページにおいて、アスリート採用情報が確認できる。 ・アスリート雇用が確認できる書類(任意)の提出がある。 ②県又は公益財団法人福岡県スポーツ推進基金が主催するアスリートの就職支援に関するセミナーに参加していることが確認できる。	福岡県人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課 地域スポーツ係 092-643-3515	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②ふくおかアスリートナビゲーション登録企業として交付されている登録証書の写し ③積極的にアスリート採用活動を行っていることが確認できる任意の書類 ④県又は公益財団法人福岡県スポーツ推進基金が主催するアスリートの就職支援に関するセミナーに参加していることが確認できる任意の書類 ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	福岡県人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ振興課 地域スポーツ係 092-643-3515								
39 事業継続力強化	事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けている企業を評価するもの。	(1)審査基準日において、「中小企業強靱化法」に基づき認定を受けた「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けていること。 ※審査基準日が「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の期間内であること。 または (2)審査基準日において、「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」を認定前であっても確認日時時点で認定を受けていること。	商工部中小企業振興課 経営支援係 092-643-3425	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②事業継続力強化計画に係る認定書(写)もしくは連携事業継続力強化計画に係る認定書(写) ③②の認定を受けた事業継続力強化計画(写)もしくは連携事業継続力強化計画(写)	商工部中小企業振興課 経営支援係 092-643-3425								
40 ワンヘルスの推進	ワンヘルスの理念に賛同の上、ワンヘルスの活動に取り組む、そのワンヘルスの活動について対外的な情報発信に努めることを宣言する「ワンヘルス宣言事業者登録制度」に基づき登録された事業者・団体を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において、「ワンヘルス宣言事業者登録制度」の登録を受けていること。 ※ただし、エコ事業所・ふくおか農林漁業プラごみ削減協力店の登録を受けている事業者・団体は、下記要件を満たすこと。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>登録している制度</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エコ事業所</td> <td>地球温暖化対策以外の活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>ふくおか農林漁業</td> <td>農林水産業の応援に関する取組以外の活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>エコプラごみ削減協力店</td> <td>プラスチックごみ削減以外の活動を実施する。</td> </tr> </tbody> </table>	登録している制度	要件	エコ事業所	地球温暖化対策以外の活動を実施する。	ふくおか農林漁業	農林水産業の応援に関する取組以外の活動を実施する。	エコプラごみ削減協力店	プラスチックごみ削減以外の活動を実施する。	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課 092-643-3622	①地域貢献活動評価申請書(確認書) ②ワンヘルス宣言事業者登録証の写し ③資格審査申請年度に提出した(前年度の実績を記載した)「活動実績報告書」の写し ④返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)	保健医療介護部 ワンヘルス総合推進課 092-643-3622
登録している制度	要件												
エコ事業所	地球温暖化対策以外の活動を実施する。												
ふくおか農林漁業	農林水産業の応援に関する取組以外の活動を実施する。												
エコプラごみ削減協力店	プラスチックごみ削減以外の活動を実施する。												
41 SDGsの推進	福岡県内でSDGsへの取組を行い「福岡県SDGs登録制度」に登録された企業等を評価するもの。	審査基準日(直前決算日)において有効な「福岡県SDGs登録制度」登録証の交付を受けていること。	企画・地域振興部 総合政策課政策推進班 092-643-3213	①地域貢献活動評価申請書(確認証) ②「福岡県SDGs登録制度」登録証の写し ※郵送希望の場合、返信用封筒(切手を貼り付けた定形郵便のもの)を同封。	企画・地域振興部 総合政策課政策推進班 092-643-3213								